

2020年6月3日

お客様各位

積和管理関西株式会社  
代表取締役社長 網本博臣

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分について

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社は国土交通省近畿地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第81条に基づく監督処分を下記のとおり受けましたのでご報告申し上げます。

今回このような処分に至った理由は、弊社が管理業務を受託している管理組合様において、弊社元従業員が担当していた管理組合財産を着服し当該管理組合財産に損害を与えたことによるものです。

弊社は、事件判明後速やかに、当該管理組合様に対するご報告とお詫び、損害の補填をさせていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告いたしました。また、当該管理組合様以外には、同様の事象がないことを確認いたしました。

今回の処分を厳粛に受け止め、今後このような不祥事を二度と起こさないよう、内部管理体制の再整備を行うとともに法令遵守の徹底を行い、お客様からの信頼回復に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

お客様並びに関係者の皆様に、多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

謹白

記

1. 処分年月日 2020年6月3日

2. 処分の内容 指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な処置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を速やかに文書をもって報告するとともに、その後1年間においては半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

積和管理関西株式会社 業務推進室 078-857-0008  
(受付時間 平日：9:00～18:00)